

坂出市消防団協力事業所表示制度について

1 制度が始まった理由

- 消防団は地域防災の中核的存在ですが、約200万人いた消防団員が今では90万人を割り、全国的な問題となっています。そのため、消防団の活性化を図るためには、消防団員の約7割が被雇用者であることから、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することが重要であり、事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得ることが必要であることから、総務省消防庁でこの制度の普及を強く推進しています。

2 認められた場合の効果は

- 「坂出市消防団協力事業所表示証」が交付され、取得した表示証を社屋に表示できるほか、表示証の寸法を同率に拡大または縮小し、ホームページ、パンフレット、ポスター等に掲載し、自社の社会貢献を対外的にPRすることができます。
また、市の広報等にも事業所が広く紹介されるため、消防団活動に協力することを通して社会貢献していることが市民に周知され、事業所のイメージアップにもつながります。

3 認定基準について

- 消防法令に違反がなく、次のいずれかに該当していること
 - 1 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
 - 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - 3 災害時等に当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
 - 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良と認める事業所等

4 坂出市消防団〇〇分団に1名、△△分団に1名が入団していますが、認定を受けることができますか

- 従業員が坂出市消防団に2名以上入団していれば、認定基準を満たします。

5 市内に複数の店舗を展開している。全店舗の従業員を合せて入団数が2名となる。この場合、表示を受けることができるか

○グループ企業の場合は、総括本部等がまとめて申請することができ、ご質問のような場合でも認定基準を満たします。ただし、この場合の表示証の交付は、総括本部掲示用の1枚のみとなります（自社広告等に表示証の寸法を同率に拡大または縮小したものを印刷し、各店舗に掲示することはできません。）。

6 アルバイトは、従業員として解釈されるか

○非正社員等の別は問題ありませんが、短期雇用者は除きます。

7 「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」とは、どのような場合か

○具体的な例としては

- 1 勤務時間中に出勤・訓練等に関する配慮をしている事業所等
- 2 消防団活動を行う際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている事業所等
- 3 消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように内部規程などで定めている事業所等の場合です。

8 「災害時等に当該事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等」とは、どのような場合か

○具体的な例としては災害時等における消防団に関する協定や覚書を坂出市と締結し、消防団活動にかかる資機材を提供する等の協力をしている事業所等の場合です。この場合、特に、資機材を購入しておく必要はありません。常に事業所が、保有している物品（建築工具類、重機、車両及び消火器など）を、大規模災害や近隣の火災等が発生した場合、消防団の活動に提供することでかまいません。

9 事業所に消防団員もいなく、資機材もありません。何か協力できますか

○「その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること」が認定基準とされています。具体的な例としては、地元の消防団の訓練場所として事業所敷地や建物の一部を提供することも、協力事業所としての認定要件となります。

10 「事業所」または「その他の団体」とは

○事業所とは，民間企業等における個々の本店，支店等です。会社組織に限らず，その他の団体でも表示を受けることができます。ただし，表示証を掲示することができる事務所等を構えている必要があります。具体的な例としては，各種学校，各種協同組合，特殊法人などです。

11 表示証をホームページ等に掲載する場合の注意点

○ホームページ等に掲載する際には，表示証の寸法を同率に拡大または縮小するか，マーク・消防団協力事業所・交付市名・年月のみの表示もできます。また，電子媒体を活用してマークを掲載する際には，コピーが容易にできないように画像複製防止策としてのHTML暗号化や電子透かし等の処理を講じてもらうことになります。

12 申請・推薦にあたっての費用について

○費用は必要ありません。また，認定された場合に交付される表示証についても，費用の必要はありません。

13 認定されるための手続

○認定基準に該当する事業所から申請書が提出された場合，または消防団活動を支援する自治会長等から推薦書が提出された場合に，坂出市において認定審査を行い，協力事業所として適合すると認められれば認定します。推薦の場合，改めて事業所等からの申請書の提出の必要はありません。手続きについては，消防本部庶務課（TEL46-0119）までご相談ください。

14 表示証の有効期間

○認定の基準に該当しなくなった場合を除き，表示証の交付を受けた日から2年間で，表示の継続の意思がある場合には，更新手続きをすることができます。